

福井県ドクターヘリ環境音等調査業務にかかる
プロポーザル募集要領

1 趣旨

福井県立病院周辺区域において、福井県ドクターヘリ（以下、「ドクターヘリ」という。）の飛行音を計測し、客観的な騒音の数値を示すとともに騒音を低減する方法を調査することを目的とし、それに必要な各種調査を行うものとする。

2 業務概要

（1）名称

福井県ドクターヘリ環境音等調査業務

（2）履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

（3）業務内容

別紙「福井県ドクターヘリ環境音等調査業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 提案上限金額等

22,323,000円を上限とする。（消費税および地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、「福井県ドクターヘリ環境音等調査業務にかかるプロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けたものとする。

- （1）福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者（競争入札参加資格の申請中の者を含む。）であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、選定委員会の時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- （3）受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- （4）受審資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （5）福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。ただし、本県内に事業所等を有しないとき、県税についてはこの限りでない。
- （6）次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその視点もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

（7） 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- （1） 審査結果通知日までに、提案者が前記4参加資格要件を満たさなくなった場合
- （2） 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- （3） 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- （4） 2案以上の企画提案をした場合
- （5） 提出資料に虚偽の記載があった場合
- （6） 著しく信義に反する行為があった場合
- （7） 契約を履行することが困難と認められる場合
- （8） 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- （9） 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （10） 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

6 受審資格の認定の申請手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり県に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

（1） 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・ 企画提案参加資格誓約書（様式2）
- ・ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（任意様式）
- ・ 福井県競争入札参加資格通知書（物品購入・役務の提供等）の写しまたは、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したもの）の写しあるいは、競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し

※競争入札参加資格の認定申請は福井県会計局会計課に申請すること。

- ・ 納税証明書（写し）（3か月以内に取得したもの）

福井県の県税の滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）

※本県内に事務所等を有しないときは、添付不要

消費税及び地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（税務署）

(2) 受付期間

令和7年7月10日(木) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

PDF等電子データを電子メールで提出すること。なお、7MBを越える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否される。そのため、電子ファイルを記録したUSB等記録媒体を郵便や宅配便等で下記宛先に送付、またはオンラインストレージを利用し、下記宛先に電子メールでダウンロードURLを通知する方法も可とする。

(4) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課 救急・災害医療グループ

電話：0776-20-0346(直通)

FAX：0776-20-0642

e-mail iryou@pref.fukui.lg.jp

(5) 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和7年7月14日(月)までに受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知する。

7 質問

応募登録者は、本企画提案および仕様書に関し質問がある場合には、質問票(様式3)に記入し、メールにて次の宛先に送付すること。

(1) 送付先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課 救急・災害医療グループ

電話：0776-20-0346(直通)

FAX：0776-20-0642

e-mail iryou@pref.fukui.lg.jp

(2) 受付期間

令和7年7月10日(木)までの休日を除く毎日、8時30分から17時までの間とする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年7月14日(月)までに、応募登録者全員に対し通知する。

*なお、軽微な質問については口頭により回答する場合がある。

8 企画提案書の提出手続き

(1) 提出書類

企画提案に関する資料(様式任意) 各4部

① 企画提案書(様式任意)

② 経費見積書(様式任意)

③ ①および②を収録した電子媒体(PDFなど汎用的なデータ形式で収録すること)

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。(ただし、当方が指示した場合を除く。)

(2) 受付期間

令和7年7月18日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。
ただし、電子データをメール添付により提出する場合、上記8（1）③に記載する電子データを収録した媒体を別途提出する必要はない。

(4) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1
福井県健康福祉部健康医療局地域医療課 救急・災害医療グループ
電 話：0776-20-0346（直通）
FAX：0776-20-0642
e-mail iryou@pref.fukui.lg.jp

9 審査会の実施

(1) 選定審査の実施

審査会において提出された企画提案書等に基づき審査する。

(2) 審査方法

審査会において、企画提案書提出者によるプレゼンテーションを実施する。企画提案書およびプレゼンテーションの内容について審査し、算出された評価点が最も高い提案者を契約先候補者として決定する。

プレゼンテーションは令和7年7月下旬頃にオンラインにて実施予定で、時間等は別途通知する。

審査項目	主な審査内容
①事業実施体制	・ 空港等における騒音調査および騒音予測図（コンター図）の作成実績があるか。 ・ 環境計量士が業務に従事するか。
②品質向上に係る取組	・ 福井県立病院における測定地点案が実施可能で選定理由が適したものか。 ・ 福井空港における測定地点案および運航計画が現地状況や地元への影響を配慮したものか。 ・ 飛行音低減方法の調査にかかるヒアリング対象機関の案は適切か。 ・ コンター図の作成方法について提案内容に優位性があるか。
③独自提案（加点事由）	・ 事業目的を理解したうえで、「優れた提案」や「良い取組」か。
④価格	・ 業務内容に対して必要な経費が適切に見積りとなっているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず申込者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

(4) 採用となった企画提案については、協議の上、変更する場合がある。

10 契約の締結

福井県は、契約先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の

うえ、委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 契約先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

1 1 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

1 2 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする。

13 問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課 救急・災害医療グループ

電 話：0776-20-0346（直通）

FAX：0776-20-0642

e-mail iryou@pref.fukui.lg.jp